

## 原子力規制委員会記者会見録

- 日時：令和2年6月3日（水）
- 場所：原子力規制委員会庁舎 13階B・C・D・E会議室
- 対応：更田委員長

### <質疑応答>

○司会 それでは御案内の時間になりましたので、ただいまから原子力規制委員会の定例会見を始めます。

早速皆様からの質問をお受けします。いつものとおり、所属と名前をおっしゃってから質問のほうをお願いいたします。

ヨシノさんお願いします。

○記者 テレビ朝日のヨシノです。

六ヶ所の再処理工場の工認について、原燃は一旦取り下げて、10月にも再提出するというようなことをこの間、明らかにしたわけなのですが、ざっくり建屋20棟、安全上重要機器が1万点余あるもので、一般に秋口からスタートして、認可までは大体どのくらい時間がかかると委員長はお考えになっていますか。

○更田委員長 なかなか難しいですね。工認の申請し直しがあつたのは、結局、ここの会見でも何度か申し上げていますが、どういう分割の仕方をするかというのに非常に注意深い工夫をしてもらわなきゃいけないですし、それから規制庁とのコミュニケーションをきちんと図ってもらわなきゃいけない。類似の機器であるとか同様の機器というのがまとめて、分割申請の一つにまとまっていれば、審査もより効率的に進むだろうと思われるのですが、その辺りがどこまで、分割申請にきちんと配慮されているかどうかというようなところは大事なポイントだと思います。

原子力発電所との経験からの類推をするのは非常に難しい。例えばですけど、機器の数だけ考えたら、原子力規制委員会が発足してから最初に大物で工認をやったのって川内の1、2号機ですよ。これがちょっと確かめないと分からないけど、おおよそ1年かかったというふうに思って、記憶しています。更に言えば使用前検査、今回で言えば使用前確認を含めてですけど、機器の数だけから単純で比例計算したら、数年というオーダーになるのだらうと思います。まさか比例、倍になり、比例するとは考えたくないですけども、やはり、であるからこそ懸念を持っていて、規制委員会、規制庁としても六ヶ所の再処理施設に数年にわたって設工認、使用前検査、使用前確認に対して、数年にわたってずっとリソースを投入し続けなければならないというような事態は避けたいわけですけども、一方で安全上の重要な問題をいい加減に済ますわけにはいかないのです。きっちりした審査、検査、確認をしていかなきゃならない。これはどこかの段階で、私たちの持っている懸念といいますか、取りあえず、まず設工認をどうやったら効果的、

効率的に進められるかという考え方をどこかで議論なりしなきゃならないのかなというふうに思っています。

必ずしも水曜日の委員会の席になるかどうか、これはまだ何もアイデアがあるわけではないですけれども、ちょっと表の場で、大きな項目については議論をして、またこれに敏感に日本原燃には反応してもらう必要がありますので、日本原燃との間のコミュニケーションについても、何らかの手を打ってかなきゃいけないのだろうというふうに思っています。最初にボタンの掛け違いがあると。ですから、これは決して大げさに言っているのではなくて、双方がしっかりした努力を払わないと、それこそ数年オーダーなのだというふうに今の時点では認識しています。

○記者 ありがとうございます。

○司会 それではフジオカさん、左から2列目。

○記者 NHKのフジオカです。

今日の定例会の関係なのですけれども、高温ガス炉、HTTRの設置変更許可が出されました。特殊な構造の炉で、軽水炉に比べると安全性も高いというふうに言われているですけれども、再び運用に向けた一つの山を越えたことについて、委員長としての御所感をお願いします。

○更田委員長 高温ガス炉って、もともと熱容量、炉心の熱容量が非常に大きくて、そしてそこを冷やしにくいもので通常冷やしているからこそ、その冷やしているものは失われても急な変化を及ぼさない。ヘリウムで冷却をしていますので、水冷却に比べると低い熱伝達率で、熱流束で冷却しているからこそ、逆に冷却材の流動が喪失したところで、炉心の温度が急速な変化をするわけではないですし、また燃料もトリソ燃料という仁丹燃料、それを黒煙の中へ固めて、その黒煙のコンパクトが更にスリーブの中に入っていて、更にそれが黒煙の、何ですかね、炭団みたいなとか、練炭みたいな形をしているところへ、その燃料が入って。ですから閉じ込めについても、高温ガス炉は安全上の利点を持っていると。一方で、HTTRは高温ガス炉の安全性を確認するために、冷却剤の流動ポンプの停止試験であるとか、炉容器冷却系という全体を冷却するようなシステムを止める試験をするわけですね。であるからこそ、そもそも原理的には高い安全性を持っている炉ではあるけれど、そういった安全性を実証するための試験を行うということも加味して、きちんとした審査をしたと。そういうところです。

安全性の実証試験というのはJMTR、東日本大震災前に始めていて、まだ幾つか項目があるのだろうと思いますけれども、長期間停止をしていましたので、慎重に改めて起動に臨むに当たっては、日本原子力研究開発機構には慎重に対処してほしいというふうに思っています。

○記者 もう一つは今日の議題の中で、原子力機構のJMTRの去年の9月の冷却棟倒壊のトラブルといいますか、倒れた件についても評価があったと思うのですけれども、原子力災

害としてのリスクはほぼないというふうに認識しているのですが、やはり建物が倒壊するというのは、例えば人が近くにいた場合とか、人災的なリスク等もあったり、それだけでも、それにしても衝撃があると思うのですが、こういった原子力開発を担ってきた多くの施設が老朽化しているという中で、根本的にこういった対応が求められていくようになるというふうにお考えでしょうか。

- 更田委員長 例えですけれども、廃炉の方針が決定をして、それを表明してから廃止措置計画の申請までに、2006年10月から2009年ですから3年かかっている。ですからこれをなるべく速やかに申請が行われるように、ただ、これは何らかのインセンティブが働かないようにしないと、なかなか難しいのだろうというふうには思っています。

更に申請しただけでは、機器に対する捉え方が変わるわけではなくて、廃止措置計画が認可されなきゃならないと、今の仕組みでは。ですから仕組み上の工夫も必要ですし、それから設置者が速やかに廃炉に向けた手続もそうですけど、作業を進めるようなインセンティブを設ける工夫をしなきゃならないのだろうなというふうには思います。

- 記者 すいません、ちょっと議題とはずれるのですが、ちょっと別の話題で、職員によるメールの誤送信があったという件についてなんですけれども、感染症対策の中で在宅勤務をしているからこそ起きたことだと思うのですが、今回の件を委員長してどのように考えていらっしゃるかということと、また今後も一定の在宅勤務が続いていくと見込まれる中で、再発防止へ向けてどのようにお考えでしょうか。

- 更田委員長 まず何よりも大変遺憾なことであって、そして原子力規制委員会は原子力規制庁の外部の方の情報も流出してしまったメールにはあるという、これは大変に申し訳ないと思っていますし、何より遺憾なことだと思っています。

それから御質問の中にあつたように、新型コロナウイルスの感染症対策の、そもそも通常であれば、私的なメールアカウント、メールアドレスの利用は許されることではないのですが、今回はおっしゃるように在宅勤務、それも出勤者を3割に持つていこうとする中で、今、原子力規制委員会は離れたところであっても自分の職場のメールアドレス、メールアカウントを利用できるシステムというのを持つてはいるのですが、これがカバーできるのがほぼ半数の職員で、残りの半数の職員というのは在宅のときにどうしても自分の個人のメールアドレスを使うしかない状況で、その中で起きたことですが、在宅であっても職場のメールアドレスを使えるようなシステムというのを今月かな、今月中ぐらいには倍増させて、ほぼ全ての職員が在宅から職場のメールアドレスを使えるように。ですからインフラの問題ではあるのですが、基本的に幾つも対処策はあって、やはりインフラをきちんと整備して、私用のアドレスを使わないで済む状況を生むということが何より大事だと思いますし、どうしてもやむを得ない事態で使う場合には、やはり注意深い確認というのが必要なだろうと思います。

ただ、いずれにせよ、インフラが整わない中で在宅勤務を一定数進めなきゃならない中で起きたことなので、これについては手は打ってあって、状況は整いつつあるので、

ただ、いずれにしろ、そういう厳しい状況の中であったにしても、今回のようなミスが起きたということは大変遺憾なことだというふうに思っています。

○司会 それではフクオカさん。

○記者 日本経済新聞のフクオカと申します。

六ヶ所の再処理の件に戻って恐縮なのですが、委員長、5月13日の会見で、工認など設置工認なども含めて、極めて長い時間がかかる懸念があるというふうにおっしゃってしまっていて、先ほどの御質問に対しては、規制庁と規制委員会と原燃がしっかりした努力をしないと、数年のオーダーがかかるとおっしゃっていて、川内1、2号機はおよそ1年かかったということだったかと思うのですが、うまく効率的にやったとしても、やはり1年ぐらいはかかるというふうに見ておいたほうがよろしいのでしょうか。

○更田委員長 そうですね、今の時点で、これから行う規制、後段規制の時期について申し上げるということは、必ずしもふさわしいことではないのかもしれないけれど、ただ常識的に考えてという意味で、そしてまた私の、委員会としてというよりもむしろ私の感触なのですが、ものすごくうまく進んで1年なんじゃないかというふうに、私は今の時点では思います。

○記者 ありがとうございます。

○司会 ほか、ございますでしょうか。

はい、クワバラさん。

○記者 朝日新聞のクワバラです。

日本原電の敦賀2号機の審査会合の書類の書換えの問題なのですが、先日のヒアリングで、書換え箇所が80か所に上るといような報告もありました。明日からその件の審査会合も始まりますけれども、委員長としてはこちらのことについて現時点での御所感と、会合で原電についてどのような説明を求められるかというふうなお考えをお聞かせ願えればと思います。

○更田委員長 これは、そうですね、今回の柱状図書換えについて、きちんとした説明をしてもらうこと、それからどこがどう変わって、その変わった経緯、なぜ変えたのか、きちんと説明してもらうことも重要だと思いますけれども、敦賀の破碎帯に係る審査を傍で見ている、本当に私たちが今後の判断を行っていく上で、重要な核心部分の議論が果たして、前に進んでいるのかというところは改めて確認する必要があるのだろうというふうに思っているのです。というのは、有識者の方々から2回にわたって破碎帯に関する評価、報告を頂いています。なかなか難解で、ちょっと両論併記的なところもありますけれども、その時点で、これは日本原電も認めている重要な施設の下にあるということは認めている、D-1断層の活動性が否定できるかどうかという議論。その後、その脇のK断層であるとかという議論は進んでいるのですが、本当にこの重要施設の下

にあると原電すらも認めている、この重要施設にある下の断層の活動性をきちんと否定できるということについて、果たして前進があったのか、それとも当時と状況は変わらないのか。今回の柱状図書換えを一つの契機として、敦賀の敷地内破碎帯に係るものについては一回どういう議論で何がそれぞれの理解が進んだのか、私たちと日本原電との間の共通理解ないしは相違点が、有識者から報告を頂いた時点から何が変わったのかというのは、ちょっと洗い直してみる必要があるのかなというふうに考えています。

当面の審査会合というのは、まだ書換えが見つかって、その報告を受けたばかりですので、柱状図の書換えのことについて問うていくことになるのだらうと思いますけども、背景としては本当にその判断にとって重要なことについて共通理解が得られつつあるのか、それとも平行線は平行線のままなのかということに関しては、どっかの時点で改めて検討してみる必要があるのだらうというふうに考えています。

○司会 それでは。

○記者 共同通信のヒロエです。

再処理工場の話にまた戻してしまっていてあれなのですが、リソースを長い時間、双方かけるのは大変だという話を言われていたと思うのですが、例えば規制委員会のほうで、人を投入してちょっと増やしてみるとか、そういう考え方ってあるのでしょうか。

○更田委員長 設工認や使用前確認って、特に経験を有する分野だというふうに思っています。地道な、本当に地道な事実関係の確認であるからこそ、更にそれを効率的、効果的に進めようとする、そういった審査であるとか確認に携わる要員というのは一朝一夕には増えない。であるから、そこに更にリソースを投入しようとしたらば、これは優先順位、一番難しいところですけど、優先順位付けの問題であって、どこからか削って、そこへ投入するということにならざるを得ない。これはなかなか難しい問題だらうというふうに思っています。

○記者 それとあと、類似機器をまとめて審査したらという話も出ていましたけど、ちょっとイメージが湧かなくて、具体的に教えていただけますでしょうか。

○更田委員長 様々な確認がありますけども、耐震で、耐震性を確認するときにSクラス機器の確認をするのであれば、Sクラス機器がある程度まとまってくればというところはありますし、それから非常に多数にわたるB、Cクラスの耐震性をどういうやり方で確認するかというのは、これはこちら側の問題ではあるのですが、確認の仕方というのはよく考えなきゃいけないだらうというふうに思います。

そうですね、設工認のアプローチの仕方等に関しては、これはここで私が具体的にお答えするよりは公開の場で、委員会のメンバーを含めて議論、確認してみる必要があるかなというふうに今は感じています。

○司会 アラキさん、前に来てください。

○記者 毎日新聞のアラキです。

再処理のことで、私も恐縮なのですがけれども、先ほども審査会合のほうで優先順位をつけるというふうに、優先順位を付けてリソースを割いていかなければならないということでしたが、この優先順位というのはやっぱり他の審査会合から人員を割いてくるということになるのでしょうか。

○更田委員長 実際、今は審査部隊の中の構成を考えることを考えるわけではありません。ただ耐震性のチェック、特に耐震性で言うと、耐震性の確認に関しては、その分野の人間というのがいますので、これは他の審査とのタイミングをうまく、重ならないようにうまく並べてということになると思うのですが。であるからこそ、申請の分割の仕方であるとか、それから出してくるタイミング、例えばSクラスの機器であったら計算書のようなものが必要なわけですが、それが、私たちが耐震分野の人間を投入できる時期に合わせて申請してもらえれば、その人員が生きるわけですが、その人員を他の審査に投入しているときになると、ちょっと待っててになるわけですね。ですから、であるからこそ、職員の投入の仕方、配置のタイミングは、こちらはこちらの事情がありますので、であるからこそ原燃と規制委員会、規制庁との間のコミュニケーションをきちんと図ってもらって、こういった機器、こういった特徴の機器に関してはこの時期、どの時期というのをやっぱり示してもらうことが重要だし、更にその工程を守ってもらうことが大事で、私たちもそれにうまく合わせる努力を、こちらはこちらとしてやる。ただ、いずれにせよ、安全性に係ることに関しては一歩たりとも譲れないので、そんなに日本原燃の思わくとおりに行くかどうか分からない。であるから、なかなか私は簡単ではないというふうに思っています。

○記者 分かりました。ありがとうございます。

○司会 それでは真ん中の列の後ろ。

○記者 電気新聞のクロダと申します。

話題を変えて、福島第2の関連なのですがけれども、先月末、東京電力から廃止措置計画の認可申請が出てきました。委員長は昨年、東京電力が福島第2の廃炉を正式決定したことを受けて、福島第1の廃炉を妨げないようにすることが大事だという趣旨の御発言をされていたと思うのですがけれども、その確認というのは今後審査のスコープに入ってくるのか、それとも監視評価検討会みたいな場で見えていくテーマなのか、お考えがありましたらお聞かせいただけないでしょうか。

○更田委員長 審査のスコープに入るといって、ちょっと言い過ぎだろうと思います。2Fの廃止措置計画は廃止措置計画として審査をしていくことになると思います。むしろ1Fの監視評価検討会等を通じてですが、東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に、例えば人手不足問題がありましたよね。それに対して十分なリソースが投入されていないというようなことが見受けられたら、その上で東電に対して問うということになるでしょ

うけど、2Fの廃止措置計画そのものの審査に、1Fとの関連をとというのは恐らくないだろうなと私は思っていますけども。

○記者 ありがとうございます。

○司会 他ございますでしょうか。

最後、フジオカさんで。

○記者 NHKのフジオカです。

ちょっと2度目の補足の質問なのですが、議題に上ったJMTRの評価の関係で1点、委員長は先ほど、例えばああいって原子力施設の廃止措置の申請に何かインセンティブがかかるような形を考えなきゃいけないというふうな御言及もあったのですが、例えば具体的にこういったことが考えられるというようなことはあるのでしょうかということと、あと定例会の中でも、例えば認可までの審査にとっても時間がかかってしまうということも触れていらっしゃったと思うのですが、委員会としてどのようなことができるというふうにお考えでしょうか。

○更田委員長 意図としては、できるだけこういったものが早く進むインセンティブをと思うのですが、具体的に考えようとすると、これはなかなか簡単ではありません。更に電気事業者相手の場合と独立行政法人相手の場合とで抱えている事情も違うので、なかなか難しい。特に今お尋ねのJMTRを抱える独立行政法人でいえば、特にJAEAでいえば、山のように廃止措置を抱えているわけで、全てに対して十分な資源を要求したところで、というのは、彼らは国の予算でやっていますから、文部科学省に対して全ての廃止措置が速やかに進むような廃止措置費用を要求しても、これは現実的ではない。ですから順番を付けなければならない。

それから、廃止措置計画中であっても、それから廃止措置計画の申請を待っている、というか進めようとしている段階であっても、維持費がかかるのですね。特に研究炉がそうなのかもしれないけど、動いていようが止まっていようが、かかる予算は変わらないのです、ほとんど。そういう状況の中で、予算は変わらないというのは民間と独法の場合ではまた事情が違って、独法の場合は昨日と同じ今日が来て、今日と同じ明日が来るという状況が、必ずしも変化に向けたインセンティブになるわけじゃないのですよね。だからすごく、どうインセンティブを与えるかというのは難しい話だというふうに思っています。まさか強制したところで、どうにもなるものではないので。

さらに、この会見でも以前申し上げましたけども、運転であるとか事業に対するインセンティブというのはおのずと先方は持っているもので、そこはどちらかというシンプルなのですが、早く片付けようとか、早く処分しようというものの規制というのは、そういった意味でより難しいのだというふうに思っています。

○司会 それでは、6月3日の会見は以上としたいと思います。お疲れ様でした。

